

令和 5 年度 第 2 回 OECM の認定・管理の推進に関する検討会
議事録

開催日時：令和 6 年 3 月 22 日（金）10:00～12:00

場 所：Web 会議

【議題】

- (1) 令和 5 年度自然共生サイトの認定について
- (2) 地域における生物の多様性増進のための活動の促進等に関する法律案について
- (3) 活動促進のための関連施策について
- (4) その他

【資料】

- ・ 議事次第・出席者名簿
- ・ 資料 1 令和 5 年度 自然共生サイト認定の実績について
- ・ 資料 2 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律案について
- ・ 資料 3－1 支援証明書制度の検討状況について
- ・ 資料 3－2 自然共生サイト認定の活用について（特に情報開示等への活用について）
- ・ 資料 3－3 その他インセンティブ施策の検討状況について
- ・ 資料 3－4 生物多様性見える化システムについて
- ・ 資料 3－5 自然共生サイトのモニタリングの考え方及び指標昆虫に着目した簡便な生物多様性モニタリングについて
- ・ 資料 3－6 国の制度等に基づき管理されている地域における OECM の認定について
- ・ 資料 3－7 海外発信について
- ・ 参考資料 1 令和 5 年度前期・後期「自然共生サイト」認定結果
- ・ 参考資料 2 指標昆虫に着目した簡便な生物多様性モニタリング手法

【議事】

1. 開会

- 事務局・宍倉 それでは定刻になりましたので、ただいまより令和 5 年度第 2 回 OECM の設定・管理の推進に関する検討会を開催いたします。本日はお忙しい中、お集りいただきまして誠にありがとうございます。本検討会の事務局を担当しておりますアビームコンサルティング株式会社の宍倉と申します。よろしくお願いいたします。

本日の検討会につきましては、WEB 会議での開催となっており、委員の皆さまはオンラインでご出席いただいております。また、検討会は公開で行っておりまして、傍聴者

の方がいらっしゃることをあらかじめご承知おきください。本会議においては、委員、オブザーバーの皆さまは、ご質問がございましたら、挙手ボタンにてお知らせいただくか、一声をかけください。会議中は、ハウリング等を防止のため、基本的にミュートとさせていただき、ご発言の際はミュートを解除してからお話ください。また、チャットの使用を控えていただき、お時間がいる限りは、口頭での発言をお願いいたします。傍聴の皆さまは、ご発言いただくことはできませんので、ご了承ください。

それでは、お手元の資料の確認ですが、議事次第に記載の「資料一覧」につきまして、不足の資料がございましたら、事務局にお知らせください。それでは、ここからの進行は、石井座長をお願いいたします。石井座長、どうぞよろしくお願いいたします。

2. 議事

(1) 令和5年度自然共生サイトの認定について

- 石井座長 はい、承知しました。皆さんおはようございます。石井でございます。本日も進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

前回は7月18日の開催だったと思いますけれども、8ヶ月ぶりということになります。今年度第2回の本日の会議ですけれども、その他を含めて議事事項が4件ございます。いつものように活発なご議論をお願いしたいと思います。

それでは早速ですけれども、議事次第に沿って進めさせていただきたいと思います。議事の1は、令和5年度自然共生サイトの認定についてということでございます。では事務局からご説明ください。小林補佐ですね、お願いします。

- 小林課長補佐 委員の皆様、おはようございます。環境省の小林です。本日も午前中、しかも年度末のお忙しい時にありがとうございます。よろしくお願いいたします。画面を共有させていただきながら説明いたします。

皆さん、お手元に資料1をご用意いただくか、もしくは画面をご確認ください。今映ったかと思います。まず議事1では、令和5年度の自然共生サイトの認定の状況についてご説明したいと思います。ここにロゴマークがありますが、これが自然共生サイトの認定マークです。ここにいるのはポジです。さて今年度、184箇所認定することができました。前期に122箇所、後期に62箇所となります。いくつかサイトをご紹介します。なお、サイトの一覧は参考資料1に付けておりますので、またお時間があるときに見ていただければと思います。森林を主に対象とした自然共生サイトの例です。例えば東急リゾートタウンによる森林など複合的にあるような場所。それから野村不動産のつなぐ森という形で、これは国立公園内に位置する森林でもあります。また地域の方々、山門水源の森を次の世代に引き継ぐ会が活動している奥びわ湖・山門水源の森。また森林施業を行っている田島山業みんなの森プロジェクト。このように森林といっても、バラエティ豊かなタイプがあることが分かります。続いて里地里山です。久保川イーハトーブ世界、ここは自然再生を長年活動している

場所でもあります。また企業の取り組みとして、モビリティリゾートもてぎ、こちらは本田技研が栃木県で管理している里地里山でございます。また左下ですけれども、NPO 法人下田の杜が管理している住宅街の中に位置する里地里山の森林、またこちらは都市の公園、八王子長池公園です。都内にお住まいの方とかであれば、もしかしたら行かれたことがあるかもしれませんが、多摩丘陵に残された森林公園でございます。

続いて4ページ目、都市の緑地についてです。例えば、北海道大学の札幌キャンパス、それから都内ですが、東京建物さんの大手町タワー、それから富士通の工場の緑地帯、また、これは積水樹脂さんの工場のエリアです。

次が沿岸域になります。例えば関西国際空港の藻場サイト、それから吉崎海岸の砂浜、それから相生湾、砂浜や干潟が続くような湾、それから山川漁協、漁協さんが中心となって藻場の再生を行っているという形で、沿岸域でも様々な活動の場所が自然共生サイトに認定されてきました。

本日は、認定されたサイトについて、いくつか状況をご説明したいと思います。まず、申請主体の区分別です。年間を通して、企業が大体6割ぐらい、そして地方公共団体が1割、NPO等の団体が2割、またその他、個人や協議会等がございます。前期、後期、多少の前後はありますが、概ねこういった傾向があるのかなというのが見て取れます。

続きまして、サイトが位置する場所です。今回、40の都道府県で認定が前期・後期を合わせてありました。このように左側の地図でみると、多少の集中はもちろんありますが、全国様々な場所でサイト認定が行われてきたということは感じられます。左下に書いてありますように、(プロットされている場所は) サイトが位置する市区町村の役所の場所ですので、厳密にはサイトの位置とは異なりますが、概ねの位置とっていただければと思います。こういった中で、やはり東京や愛知、滋賀、兵庫のサイト数が多いという傾向があります。これは、やはり活動する人々が多い場所が多くなる傾向があるのかと思います。一方で、東北や日本海側が相対的にはまだ少ないということが課題と思っていますので、今後こういったところをどう掘り起こしていくかということは、一つポイントになってくるかなと思います。

続きまして、サイトの面積です。1haから10ha、それから10haから100haの間に入ってくるサイトが多いと思います。一方で1000haを超えるような大きなサイトであつたり、1ha未満の小さなサイトもございました。これは、企業の、それからNPOや地域が管理しているような場所の大きさやマンパワーなどにも依ってくるのかなと思いますが、非常にこれもバラエティ豊かなものがあると思っています。

続いて、9ページ目、これが生物多様性の価値1から9のどれに合致しているかということです。複数回答ありにしているので、右側の数は184を超えていますが、概ね例えば価値3 里地里山といった二次的な自然環境、それから価値4 生態系サー

ビス提供の場、価値6 希少種の生息生育する場、こういったところがサイトの価値として該当するところが多いかなと思っています。これはやはり、今回のこの自然共生サイトが、二次的な自然や人の手が入っていくような、活動によって高められるような場所というところが、一つ大きな対象地であるということも、うまく反映されている結果なのかなと思います。

以上、このように申請主体別、それからサイトの位置、大きさ、そして生物への価値基準とありますが、写真でも見ていただいたとおり、様々なサイトがあったかと思っています。これがまさに生物多様性を表しています。日本のそれぞれの地域の特徴に応じて、多様な自然環境がいろいろな方によって保全がされているということが、この令和5年度の自然共生サイト認定だけからでも見て取れることができたというのは、大きな成果の一つではないかと思っています。

続いて来年度のスケジュールについてご説明いたします。10 ページ目です。来年度も、今年度と同様のスケジュールで動かしていくことを想定しています。前期、後期の2回に分けてです。また、詳細な申請受付の開始日等が決まりましたら、報道発表等で周知していきたいと思っています。

続いて、この議事の最後として、広報関係について、いくつかご説明したいと思います。冒頭で申し上げた自然共生サイトの認定マークを、認定受けると使用することが可能になります。活用状況の事例をいくつかご紹介したいと思います。例えば、戸田建設さんがサイト内の看板にこのように掲示していただいているようなもの。それから、今住さんが、サイトの中で作られたお米であったり、椎茸であったり、農産物にロゴを入れていただいているようなケース。それからこれは、知多半島グリーンベルトで紹介する冊子の中に、ロゴとか自然共生サイトがどういうものかを掲載していただいているもの。それから杉並区さんがシンポジウムを開催する中でのノベルティのキーホルダーとして、ロゴマークをつけていただいているような形もあります。その他、多くの自然共生サイト認定されたところが、ウェブサイトといったところでこのロゴマークを活用いただいていますので、こういったロゴが世の中の人々の目に留まって、これなんだろうと、思っただくことも、一つ重要なポイントであると思っています。サイト認定された方、傍聴されていたら、ぜひこのように活用いただけると幸いです。

その他広報関係、続きまして、自然共生サイトのウェブページを開設しています。ご存知の方も多いかもしませんが、改めて周知いたします。下のところにアドレスがありますが、自然共生サイトと検索エンジンで叩いていただければ出てくると思います。現在このように前期・後期184箇所の大まかな都道府県にどのように分布しているか、また任意の都道府県のところをクリックいただくと、一覧表が出てきて、さらにその「詳細はこちら」をクリックいただくと、それぞれの個別サイトの概要を閲覧することが可能になります。ぜひ気になるサイトとか、家のそばとかを

探していただいて、こういう場所があるんだなとまず知っていただくということが重要だと思っております。

続いて環境省の広報誌エコジンというものがございます。このエコジンの中に自然共生サイトの特集ページを設けておりまして、この中でいくつかの認定されたサイトの記事をご紹介します。実際にサイトを伺ったりして、そのサイトの管理者の方にインタビューをしながら、思いとか考えを載せています。先ほどの概要ページに載っているようなものよりも、いろいろな考えや思いがあるので、ぜひこちらを覗いていただければと思います。

そして最後、自然共生サイトのパンフレットを作成中です。もうすぐで完成しますので、このような八つ面の中で、それぞれの自然共生サイト、いくつかではございますが、写真入りでご紹介していこうと思っています。この他、様々な雑誌とか、記事執筆、それから講演会、セミナー等で、自然共生サイトの認知度、広報、こういったものも図っていきたいと考えているところです。まず、私から議事1についての説明になります。以上です。

- 石井座長 ご説明ありがとうございます。自然共生サイトの認定について、今年度の認定状況、それから来年度の認定スケジュール、そして普及啓発の状況等についてご説明いただいたと思います。

それでは、委員の皆さんからご意見、ご質問を受けたいと思います。いつものように、画面の下の方にある手のひらマークを押す形で、挙手をお願いできればと思います。土屋委員、お願いいたします。

- 土屋委員 土屋です。おはようございます。まず、これだけたくさんのサイトが認定されたということ、非常に喜ばしいことですし、事務局の皆さんの努力に、改めて感謝申し上げたいのですが、一つ参考情報として教えていただければと思います。概略で結構ですが、残念ながら認定されなかった、つまり応募したところはどのぐらいあるのでしょうか。おそらく、そういうところは予備軍と言いますか、様々なアドバイスや助言によって認定になっていくところだと思うので、それを参考までに教えていただければと思います。概略で結構です。

- 石井座長 はい、小林さんはいかがでしょう。

- 小林課長補佐 はい、土屋先生おはようございます。ありがとうございます。申請したサイトの正確な数というは、公表していないのですが、今回の自然共生サイト認定という制度そのものが、多くのそういう活動しているサイトを増やしていこうという、その前提に立っております。そういった意味で、相談いただいたところに関しては、なるべく認定につながるように、伴走支援とか、いろいろ相談しながら作り込んでいくというようなアプローチも取っております。一方でそういった中でも、残念ながら認定にまで至らなかったというのは実際存在しています。例えばどのようなものがあるかと言いますと、今回、議事2でも説明しようとは思ってはいたんですけれ

ども、現状ではまだなかなか生物多様性の価値基準に合致しない、これから再生しよう、回復しようという計画段階で応募をいただいたというのもございました。また、実施している活動が、対象とするサイトの場所の保全とうまくつながらないというところなどは、認定がなかなか難しいのではないかとことはございました。そういったところについても、申請に対し、いきなり結果でダメですというよりは、コミュニケーションを取りながら、こういう場合はなかなか難しいけど、どうしますかと、相談しながら、双方を理解しながら、そして、土屋先生がおっしゃったように、そういったところはダメということではなくて、次の予備軍とか、今後もう少しこうやっていけば、次は認定できるかも、認定されるかも、という形でアドバイスしながら行いました。そういう意味では、そういったところもいくつかあったということは申し上げます。以上です。

- 土屋委員 よく分かりました。ありがとうございました。
- 石井座長 よろしいでしょうか。そうしましたら、八木委員お願いいたします。
- 八木委員 はい、ありがとうございます。自然共生サイトの滑り出しとしては、極めて順調にいつていると思います。高く評価できます。ただ提案が一つあるのですが、各サイト相互の情報交換の場を作るなどがあると良いのではと思いました。というのも、例えば本日のスライドの5ページ目に、山川漁協というところがあったと思います。鹿児島県の漁協がやっているところですけど、たまたま昨日そこに私も行っていました。プロジェクトのリーダーは若手の漁業者で、やる気があるところで、全漁連の青年部会である漁青連の会長も現在している人です。そのサイトはアマモを再生するところですが、同時にカギケノリと言って、牛に食べさせるとゲップからメタンを減らせるような海藻も生育しています。アマモを再生したら、それも一緒に再生してきたとの話です。これは、サイトの中だけに閉じていなくて、サイトの外での、地球規模の環境問題にも対応できる案件です。ということは、いろいろなサイトの情報交換の場を作ると、各サイトの中で閉じないで、地球環境問題にも貢献するような話につながるので、非常に良いのかなと思いました。今後の広報戦略というお話がございましたけれども、それに関連して発言をさせていただきました。以上です。
- 石井座長 ありがとうございます。コメントということで、お聞きしたいと思います。そうしましたら、一ノ瀬委員、お願いします。おはようございます。
- 一ノ瀬委員 はい、おはようございます。開始に遅れてしまい、すいません。私も今、八木先生がおっしゃったことはまさに思っていたところですけども、一つ伺いたいのは、30by30 アライアンスに入っている団体というのは、自然共生サイト認定を目指してというようなことだったと思うので、今回184のうちで、分かれば良いんですけども、30 by 30 アライアンスに入っていて認定されたところがあるのかというのを知りたいのと、その意味では、自然共生サイトに向けてというようなことを、いろいろな方とお話しする中で、今、八木先生からは認定されたところの横の情報交換で

したけど、目指そうとしている人たち・組織の情報交換が欲しいという話も、つい先週、伺ったりしたところでもありました。以上です。

- 石井座長 はい、では小林課長補佐お願いします。
- 小林課長補佐 はい、一ノ瀬先生ありがとうございます。アライアンスに入っている方々で、自然共生サイトに認定された方がどれくらいあるかということですが、結果としては、皆さんアライアンスに入っているということになります。というのは、申請の段階で、すでにアライアンスに入っているということと、または認定を受けたらアライアンスにも入っていただくということを、ご了承いただいた上でやっております。そのため、今回 184 箇所はすべて皆さんアライアンスメンバーという形になっております。

八木先生、一ノ瀬先生からいただいた情報交換の場についても、簡単にコメントさせていただければと思います。自然共生サイトは地域循環共生圏とか、そういった地域づくりにも非常に役立つツールだと考えております。そのため、地方環境事務所、それから EPO さんと連携しながら、シンポジウムだったりセミナーだったり、そしてこれから、まさに八木先生、一ノ瀬先生がおっしゃっていただいたような、地域の方々に認定されたところと関連するような、多種多様な方の情報交換の場をもって、シナジー効果とか、新たな何かを生み出していくような場を、ぜひ作っていきたいという話をしておりました。ですので、今日いただいたご指摘を踏まえまして、そういった情報交換の場とか、認定されて終わりではなく、そこから作り込むというのも、引き続きやっていければと思っています。応援ありがとうございます。

- 一ノ瀬委員 ありがとうございます。
- 石井座長 よろしいでしょうか。そうしましたら、渡辺委員お願いします。
- 渡辺委員 ありがとうございます。共生サイトの認定のプロセスということで、この検討会で認定基準を整理した上で、最初、試行の認定プロセスがあって、今年度に入ってから前期・後期と認定審査が進んできて、私もその審査に関わってみての印象ですが、回を重ねていく中で、プロセスの修正、あるいは工夫を積み重ねて、だいぶプロセスが改善をされてきたなというように感じています。

その結果、184 の認定ということになったわけですが、小林さんの説明にもあったように、非常に多様、環境のタイプも多様だし、面積も非常に多様、それを動かす主体も多様ということで、企業もあれば、NGO もあれば、自治体もある。加えて、里山を対象にした自然再生の協議会であったり、河川の遊水池の湿地再生の自然再生の協議会であったり、あるいは複数の団体が共同で申請をするというような形も出てきていて、良い流れだと思いました。

それから今、八木先生や一ノ瀬さんから、サイト間の情報交換、あるいはサイトを目指す人たちの情報共有、そういったものが需要だという話とも通じますが、小林

さんに見せていただいた今までのサイトの地図を見ていくと、だんだん増えてきて、特に関東とか関西では大分増えてきている様子が出ていましたけれども、そのサイト間同士のつながり、連結性を深めていくというのを進めていく仕組み、あるいは取組みというのが、ますます重要になってきたのではないかなと思いました。申請されている方も、自分のサイトの中だけで閉じてなくて、周辺のサイトとの関係を意識している、あるいは保護地域との関係を意識していたり、周辺の森林環境との関係を意識して活動している申請者の方も出てきていますが、まだ限られているので、そういった相互のつながりをより強く意識していくような仕組みなり、取組みというのが大事になってきていると思いました。

もう一つですけれども、審査をしてみて、認定がゴールじゃなくて、認定を受けてどう高めていくかということが大事になってきます。その上でやっぱりモニタリングをしっかりとやって価値を上げていく、あるいは管理の質を上げていくことが、とても大事だと思いますが、モニタリングの方法についてサポートがあればもっと良いものになるのにと感じることもありました。そういったことで、サイトの質を高めていく上でのサポートの仕組みをうまく動かしていくことも、これから大事になってくると感じたところです。以上です。

- 石井座長 はい、ありがとうございます。小林補佐、何かございますか。
- 小林課長補佐 渡辺委員、ありがとうございます。おはようございます。まず、サイトの審査の観点など、ありがとうございます。御礼申し上げます。

またおっしゃっていただいた通りでございまして、今後、サイトの質や管理を進めていくための支援の関係、重要だと思っています。今日、議事3でいくつか、不十分かもしれませんが、そういった観点で今やろうとしていることについてご説明したいと思っていますので、またその時にこれで良いかどうかというところを含めてご指摘いただければと思います。ありがとうございます。

- 石井座長 はい、ありがとうございます。それでは、竹ヶ原委員、お願いします。
- 竹ヶ原委員 はい、ありがとうございます。ご説明ありがとうございます。短期間で、これだけ多様性のあるサイトの認定が進んだという点、事務局のご尽力に改めて敬意を表したいと思います。6ページで構成を見ると、企業が6割を占めています。やはり各企業が一種の社会貢献的な事業として地道に積み重ねてきた自然保護の活動が、今回の自然共生サイトという制度が導入されたことで、一気に表に出てきた印象があります。自社の取り組みを対外的に訴求したいという潜在的なニーズが、この制度によって一気に解放された形だと思いますが、今後の見込みとして、まだまだそういった潜在的なニーズが溜まっていて、企業サイドからどんどん出てくるという印象を持っていらっしゃるか、それとも一義的に溜まっていた人数は、一旦ここでかなり解放できたという認識を持っていらっしゃるか、このあたりの感覚をお伺いしたいのが1点です。

あとは、先ほど先生方がおっしゃっている情報共有の場は非常に有効だと思います。特に、今まで企業内でやっていた自然保護活動が共生サイトとして認定された、これで表に出たわけですけど、その情報をうまく使って今度は企業価値に結びつけていくに当たり巧拙の違いというのが出てくるといいますので、企業同士、オーナー同士の情報交換の場があると、成功事例が横展開されて、さらに他の企業が刺激するという展開になるような気がしました。どうもありがとうございました。

- 石井座長 ありがとうございます。小林補佐、いかがでしょうか。
- 小林課長補佐 竹ヶ原委員、ありがとうございます。おはようございます。まず1点目のご質問についてお答えします。今回前期が122箇所、後期が62箇所なので、パッと見少なくなっている、少し危険なんじゃないかと印象を持たれる部分はあるのかと思いますが、実はこれは本当に不甲斐ないのですが、我々の審査能力の関係で、後期は途中で申請を打ち切らざるを得なかったという事情があります。という意味では、非常に多くの、まだ申請をされたいというようなご希望を持たれている方は、実際にいらっしゃると思います。そういった方々を、今回、令和5年度の後期に、我々も対応できなかったのは、非常に申し訳なかったと思っております。ですので、令和6年度はまだまだ引き続き、そういった方々多くおられると思います。一方で、やはりそれで楽観視していることはできないなと思っております。今は企業さんでいうと、どちらかというと、竹ヶ原先生がおっしゃっていただいたように、大企業さんとか、これまで取り組んできた方々が実際に表に出てきたというところが多いのかなと思っております。ですので、これからは、例えば中小企業さんとか、地域で頑張っておられる方、そういった方々もこういう申請とか認定に興味を持っていただいて、アプローチしていただくというようなプロセスも非常に重要になってくるのかなと考えております。

また2点目のコメントについてはありがとうございます。はい、かしこまりました。以上です。

- 石井座長 はい、ありがとうございました。では続きまして佐藤委員お願いします。
- 佐藤委員 はい、佐藤です。ご説明ありがとうございました。11ページ以降に、PR、普及啓発のことが書かれています。その点について、環境省さんの方でいろいろと考えていらっしゃると思うのですが、広がりがもう少し欲しいと思います。今日も様々な省庁の皆さんがご参加されていますけれど、各省庁の連携でPRしていくというようなことが考えられないでしょうか。昨日ちょうど国土交通省のグリーンインフラ官民連携プラットフォームの企画広報部会があり、グリーンインフラの推進を進めていく上で、30by30との連携は外せないというような意見も出ておりました。どのように具体的に連携してPRしていくかなど、少し大きな視点で考えていかなければいけないですし、またそれによって様々な分野の方々に、この30 by 30、ネイチャーポジティブが理解されていくと思います。イベントやキャンペーンなど、お互いに乗り入

れしながら協力しあってPRできるとよいと思っております。

また、日本造園学会の「ランドスケープ研究」という雑誌の前号は、ネイチャーポジティブがテーマになっておりました。則久課長やまた国土交通省の方の湯澤室長、また TNFD の原口真さんなどが対談されていて、非常に素晴らしい記事でした。これは造園関係の方々へ向けての機関紙ですが、さまざまな分野の方々に、分野を超えて知らしめる機会をつくっていったらと思います。

- 石井座長 はい、コメントでございますけれども、小林補佐はいかがですか。
- 小林課長補佐 はい、佐藤委員、おはようございます。ありがとうございます。今おっしゃっていただいたように、この 30by30 やネイチャーポジティブという国際的、国内的な動きもあるのかもしれませんが。そういった中で、農水省さん、国交省さんなど関係省庁は、最近このネイチャーポジティブといったところに非常にご関心、そして力を入れていただいていると感じております。おっしゃっていただいたように、こういった動きを踏まえて、各省との連携も今後しっかりととりながら、多くの方々に知っていただいて、そして知るだけではなく、そこから取組みが広がっていくように考えていければと思っております。ご指摘ありがとうございます。
- 佐藤委員 はい、ありがとうございます。今日、水産庁の方もいらっしゃっていますが、まさに海の 30by30、非常に重要だと思います。アクションを起こしていくためには、チームを作るなり、戦略的にやっていかないと、なかなか連携が難しいと思うので、ぜひ積極的に検討いただければと思います。どうぞよろしくお願いします。
- 石井座長 ありがとうございます。では、森田委員お願いします。
- 森田委員 どうもありがとうございました。ご説明ありがとうございます。これまで事務局も大変だったと思いますが、ここまで進めていただきありがとうございます。

2点コメントさせていただきたいと思います。他の委員の先生方の話と重複する部分もありますが、1点目が、自然共生サイト間の連携についてです。認定価値別に、どこを重視しているところが多いかという図を見せていただきましたけれども、自然共生サイトは様々なものがあって、それぞれ引き伸ばす必要のある部分が異なると思いますので、そういった観点でも、例えば防災的な機能等をもう少し強化しなくてはいけないようなサイトであったら、そういったところとの連携を、方法論的なところも含めていろいろ共有できるような方法を今後考えていく必要があると思います。

もう一つ、すでに先ほどありましたが、自然共生サイトに関して農水省など他の省庁と連携をしていくということです。先ほど自然共生サイトのマークについて話があり、それをいろいろ活用して認知度を上げていく、商品に関してもそれをつけて普及させるといった取り組みも進んでいるようですが、今すでに様々な環境認証のラベルもある中で、そういったものとの関係性を、例えば農業や水産などの関係でもいろいろなラベルがありますが、そういったものとどう関係しているかということが一般の人にももう少し伝わるように、連携が必要だと思います。特にこの生物多様性の流れ

で、様々な取り組みがどう関係しているのかということ、もう少し説明できると良いのではないかと思います。

あとは、企業にも自然共生サイトに関して、いろいろ理解が深まってきたということですが、一般の人、若い人たちにも、もう少し認識してもらえよう、普及活動も必要ではないかと思います。以上です。

- 石井座長 はい、ありがとうございます。小林補佐、何がございますか。
- 小林課長補佐 はい、森田委員、おはようございます。ありがとうございます。コメントいただきましてありがとうございます。おっしゃる通り、やはり自然共生サイト認定されて、これからそういった強みや価値を引き続き伸ばしていったりとか、キープしていくということが、先ほど渡辺委員からもありましたように、認定がゴールではなく、そこからだということもありますので、これからそういったところもぜひ考えていければと思っています。

またマークについてもおっしゃる通り、今映しておりますが、世の中様々なマークがある中で、一般の方々、消費者の方々や、見られる方々が混乱したりとかしないように、そういった分かりやすく説明できるようなものは、おっしゃる通りだと思います。

また、普及啓発に関しても、次の世代を担う若い方々にも知っていただくという機会を、ぜひ増やしていくよう努めていければと思っています。ありがとうございます。

- 石井座長 はい、よろしいでしょうか。それでは、広田委員お願いします。
- 広田委員 3点、コメントも含めてです。第1点ですが、今回認定された自然共生サイトのサイト数は表示されていますが、トータルの面積が明示されていません。30by30の目標値からすると、やはりまだまだ先は長いという印象を受けています。今回の認定でトータルとして、どれぐらい認定されたのかというのは、表に出しても良いと私は思っているのですが、いかがでしょうか。

それから2点目は、いずれにせよ、これからさらに自然共生サイトを増やしていく必要があると思います。先ほど、主体としては主に企業と、自治体と団体という大きく三つタイプあったと思いますが、私はそれぞれの主体別に、すでに認定を受けた地域が、これから認定を受けようとする地域に対して情報提供というか、研修でもシンポジウムでもフォーラムでも良いのですけれども、そういうことが効果的だと思います。例えば今回も自治体で大きな県有林を、まるごと自然共生サイトの申請されているところがありますが、これは面積的にも大きなものですし、他の都道府県の参考にもすごくなると思います。同じ仲間同士で情報を横展開していくというような戦略もあって良いということです。これについても事務局の考え方をお伺いしたいと思います。

それから、最後に3点目です。私も審査を一部だけお手伝いさせていただいたので

すが、事務局と審査の体制への負担がかなり大きいので、事務局・審査体制の強化は、必ず必要になると思っています。さらにこれから申請が増えてくると、今の体制で対応しきれぬのかと正直思いますので、そこら辺のところについて、今後はどうお考えでしょうか。以上3点です。

- 石井座長 ありがとうございます。では、小林補佐、お願いします。
- 小林課長補佐 広田委員、おはようございます。ありがとうございます。まず1点目、面積についてです。すみません、資料に載せておりませんでした。前期に認定したサイトがトータル約7.7万haです。これが東京23区よりも大きい面積だと思っていただければと思います。そして後期が0.8万ha、前期に比べると小さくなりますが、それでも穴道湖と同じぐらいの大きさということで、前期・後期合わせて8.5万haになります。一方で、この自然共生サイトは、保護地域の中でも認定はできますので、今現在、保護地域との重複排除の計算を行っております。ですので、それが整い次第、OECMに該当する部分をデータベースに登録するという作業を進めていく予定になっております。

2点目についてですけれども、おっしゃっていただいたように、フォーラムとかを開催するということについての計画が現段階で立っているというわけではありませんが、ご指摘はおっしゃる通りだと思っています。先ほど冒頭申し上げた、現在、地方環境事務所や環境パートナーシップオフィスEPOさんが中心となって、地域の方々のセミナーやワークショップ、それから今後、情報交換の場を設けていこうというような話はさせていただいているところでございますので、そういった機会も活用しながら、ご指摘にあるような形を踏まえて、次を目指す方々と情報共有とかできればと思っております。

そして3点目、事務局の負担についてでございます。多くの案件をご審議いただきましてありがとうございました。議事2でご説明しようと思っておりますが、自然共生サイトを踏まえて、制度化する中で、この事務局の体制を強化することを予定しております。それについては、次の議事2で詳細をご説明させていただければと思っております。以上です。

- 広田委員 はい、了解しました。ありがとうございました。
- 石井座長 それでは藤倉委員、お願いします。お待たせしました。
- 藤倉委員 ありがとうございます。私も、今の広田委員同様に、現状までに30by30の30%に向けて、何パーセントぐらいがカバーできたかというのを、情報があるのでしたら教えていただきたいと思ったのですが、今計算中ということ承知しました。

もう一点は、自然共生サイトのウェブページを拝見したのですが、ウェブページ上にそれぞれのサイトの、例えばGoogleマップ上とかに、このエリアですというようなエリアの表示というものができれば、なお良いのかなと思いました。というのも、

今後、サイト間の連結性とかも重要になってくると思うので、こういうところは欠けているというところを評価しやすいのかなと思いました。以上です。

- 石井座長 はい、ありがとうございます。小林補佐いかがでしょう。
- 小林課長補佐 藤倉委員ありがとうございます。まず1点目ありがとうございます。そして2点目のそのサイトのエリア・場所の表示についてです。こちらは現状のウェブサイトでできておりませんが、今回、議事3、資料で言うと3-4、その時にご説明しますが、見える化システムというのを構築しようと思っていまして、それができましたら、マップ上にそれぞれのサイトがどこにあるかを表示できるような形にしたいと思っています。一方で、サイトの場所が細かく分かってしまうと、やや支障があるということを懸念されている方もいますので、そういった時にはそういう配慮しながら、表示を進めていくような形でシステム設計を進めていきたいと思っています。また資料3-4で詳細ご説明させていただきます。
- 藤倉委員 ありがとうございます。素晴らしいと思います。

(2) 地域における生物の多様性増進のための活動の促進等に関する法律案について

- 石井座長 委員の皆さん、ありがとうございました。それでは先に進ませていただきます。議事の2です。地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律案についてということで、資料の2に基づいて事務局からご説明ください。これも小林補佐です。お願いします。
- 小林課長補佐 はい、今日は私の説明が続きますが、ご容赦ください。続きまして、お手元の資料2です。法案の名前が少し長いので、生物多様性増進活動促進法案と、今日は便宜上申し上げます。これについては、7月のOECM検討会にて、事務局から自然共生サイトの運用を踏まえて、法制化に向けた検討を進めたいと説明させていただきました。そして、8月に中央環境審議会の自然環境部会の中に、専門の小委員会を設置いたしました。このOECM検討会からも、多くの委員に、この小委員会の委員に参画いただきました。そして、秋から冬にかけて3回の小委員会とパブリックコメント、これを経まして、1月末に答申の取りまとめをいただいたところです。非常にタイトなスケジュールで取りまとめていただきましたが、これは令和2年度から、このOECM検討会で委員の皆さまに非常に活発なご議論、ご指摘をいただいたおかげ、そういった積み重ねがあった上で、短期間の中で取りまとめることができたと考えております。本当にありがとうございます。

続いて、どういった答申がまとまったかということ、簡単にご説明いたします。この自然共生サイトの運用を踏まえて、法制度を検討する上で、大きく5つのポイントをご指摘いただきました。一つ目が、場所と紐づいた活動計画を、国が認定しているというものです。二つ目が、活動の対象範囲を、陸、海の生物多様性豊かな場所での活動に加えて、生態系の回復や創出を目指すものも対象にすべきではないかとい

うご指摘をいただきました。そして3番目に、活動の継続、それから質の担保への対応策として、いろいろな支援策、それからモニタリングも、方法や人材育成、国内外の普及啓発、そういったものをご指摘いただいたところです。また4番目、関連する分野・施策との連携強化という形で、手続の関係、それから、気候変動、循環経済との連携、それから、先ほどからご指摘いただいている関係省庁、特に農林水産省さんと国土交通省さんとの連携強化というところをご指摘いただいたところです。また最後5つ目が、活動を促進するための様々な、いわゆるインセンティブの方策も、しっかり考えていくべきというようなご指摘をいただきました。このOECM検討会でも、これまでご指摘・ご助言いただいたことが、この答申にも盛り込まれたというふうに感じております。こちらが小委員会の名簿になります。後ほどお時間があれば、ぜひご覧いただければと思います。

そしてこちら、5ページ目です。こちらがこの答申を踏まえて、3月5日に閣議決定し、これから国会での審議が開始される、生物多様性増進活動促進法案です。ネイチャーポジティブ活動を促進していこうという、そういう法案になります。この後の資料で詳細のものがあるのですが、この概要1枚にまとまっていますので、これでご説明させてください。背景は、ご存じのとおりで、自然共生サイトから何が変わっていったのかというところを重点的にご説明いたします。まず一つ目のポイントが、増進活動実施計画の認定制度というものです。これは一つ目、①にあります。企業が里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった、生物多様性を維持する、回復する、創出する、これを増進と呼びますが、生物多様性を増進する活動の計画を作成し、それを主務大臣が認定するというものです。維持・回復・創出と三つございますが、このうち、現状、生物多様性が豊かであって、生物多様性の維持に資する活動を実施する場所、こちらを自然共生サイトと呼んでいこうと思っています。つまり、維持活動の活動場所が自然共生サイトであって、そこが保護地域との重複を除き、OECMとなっていくます。

自然共生サイトは現状すでに生物多様性が豊かな場所というのを対象にしてきました。それは過去から現在までの様々な活動によって維持された、それから創出されたものが含まれていると思います。一方でこの法案では、これから回復、これから創出していこうというような活動も対象にすることにしました。これはOECM検討会でも、良いところだけではなくて、予備軍的なところも拾い上げていく必要があるのではないかと指摘も色々いただいていたところに対応するようなものでございます。これによって、自然共生サイトのように生物多様性の損失をキープする、維持する施策と、これから回復、創出する、向上を図るような施策両方を推進することで、ネイチャーポジティブにつなげていきたいと思っています。

もう一つポイントは、計画を認定ということがあるかと思っています。ここがもう一つ違いになります。自然共生サイトもそうですが、何をもちて保全を担保していくかと

いうと、いわゆる規制ではなくて、そこでの活動が今後も継続することなど、活動を保全の担保としています。自然共生サイトでも、活動の保全効果は基準の大きな一つであり、審査においても、実際にどんな活動をするのか、これからどうしていくのか、そういったところを重要視しながら審査をいただきました。そういった中で、この保全の担保措置を活動に置くために、活動計画を認定するという仕組みにしました。なお、あくまで、特定の場所における活動かどうか、というところを見ていくことになります。また、この活動に着目することで、回復・創出というような計画段階のものも、このスキームの中に取り入れることができるようになりました。まずここが1点目です。

そして2点目が、市町村が取りまとめ役として、地域の多様な主体と連携して行う活動、こちらを連携増進活動実施計画として認定するというものです。こちらは、企業などが活動を実施するものに加えて、市町村が多様な方々と連携するより面的な活動も、ぜひ促進していきたいと思っています。これは現状、生物多様性地域連携促進法の計画策定制度がありますが、それをこの新法において引き継ぐような形と思っていただければと思います。このように、①のように、どちらかというと、スポット的に、機動的に動かしていけるような制度。それから②のように、市町村が取りまとめ役となって地域の多様な主体、それから様々な地域の施策と連携して作っていくようなものを認定していくという、この大きな二本柱でやっていきたいと思っています。これが現状の自然共生サイトの運用を踏まえて、新たにバージョンアップしていくようなものになります。

そして、主務大臣が、環境大臣に加えまして、農林水産大臣、国土交通大臣、この3省の大臣が認定することになります。これまでも、3省間の連携強化というのは、非常にご指摘いただいているところで、この法案自体も、この3省が共管として、一緒になって、ネイチャーポジティブ活動を認定していこうというものです。

また、法律になることによって、どんなメリットとかインセンティブがあるかということです。これまで任意の制度ではできなかったものとして、法律になることができるようなこととして、手続きのワンストップ化・簡素化という特例を設けることができます。これは、活動内容に応じて、自然公園法とか自然環境保全法、それから外来生物法、森林法、都市緑地法、鳥獣保護管理法、種の保存法、こういった関連する法律での手続きを簡素化したりすることで、ネイチャーポジティブ活動を手続きワンストップ化しながら進めやすくするように応援していきたいと思っています。

そしてもう一つ、生物多様性維持協定というものがございます。これはこの②市町村が取りまとめ役として作る連携増進活動実施計画の時のみに使えるオプション的な制度になっています。何かというと、市町村と活動実施者と土地所有者が生物多様性維持協定を締結することができます。これは、その協定を何年間結びましょう、そしてここではこういうことをやっていこうというような話を決めると、仮に土地所

有者の方が変わったとしても、その協定の効力というのは引き継がれます。それによって、活動する方々も長期的、そして安定的にそこで活動を実施することが可能となります。こういったオプション制度も今回ご用意させていただきたいと思っています。

そしてその他のところに書いてありますが、先ほど広田先生からもご指摘ありましたが、こういった認定の手続き、今回これまでの自然共生サイトのような、生物多様性の維持バージョンに加えて、回復、創出、こういったものも対象になりますので、非常に幅広く認定の事務作業も増えるかなと思っています。そういった作業を滞りなく進めていくために、今回、独立行政法人環境再生保全機構、通称 ERCA と呼んでいますが、この ERCA に事務の一部を担わせることになっております。

そして先ほど途中で申し上げた、生物多様性地域連携促進法という法律が現状ございます。COP10 の時にできた、里地里山を中心とした活動を促進するような法律です。これを今回、ほぼ丸ごとこの新法の中に主要な要素を取り込むような形で、生まれ変わる形でこの新法という形にするため、生物多様性地域連携促進法は廃止になります。一方で申し上げたように、新たに新法の中に入ってきたと考えていただければと思っています。そういう意味では、自然共生サイトという任意の制度、それから生物多様性地域連携促進法という既存の制度、これらをバージョンアップして、新たな一本の、一つの大きな法制度として、生まれ変わったものを現在法案として提出し、審議いただき、進めていければと思っています。

そういった意味では、制度としてはやや複雑になっていった部分はあるかもしれませんが。単純に、OECM は何かを考えていく方が、制度としては非常にシンプルなのかもしれません。自然共生サイトも保護地域の中でできるというところが、やや難しい部分、わからなくなる部分がありましたが、今回そこにさらに、回復や創出という取り組みも入ってくることで、さらに複雑になってくる部分もあるかもしれません。一方で、やはり日本の里地里山とか、そういった二次的な自然、身近な自然を中心に、人々の活動をどう続けていくか、それから良いところだけじゃなくて、これから上げていくところも対象にしていくというのが、ネイチャーポジティブにとっては重要なのだと思っています。そういう意味では、形だけではなく、真のネイチャーポジティブを実現するために、やや欲張りかもしれませんが、この維持・回復・創出という、特に民間等が行うような活動を、それから市町村が取りまとめるような活動を、この法案をフックに盛り上げていければと思っています。

もちろん、この法案をもとに、この後、議事 3 でご説明するような様々な支援策とか、インセンティブ制度と連携しながら、総合的に活動の促進を図っていきたいと思っています。6 ページ目以降は、この概要のそれぞれの項目をパーツごとに説明したものですので、お時間があるときにまた見ていただければと思います。ご質問のとき

はそちらを見ていただいても構いません。説明は、この概要 1 枚で終わらせていただきますが、よろしくお願いいたします。

- 石井座長 先ほどご説明あったように、中環審の自然再興の実現に向けた民間等の活動促進に関する小委員会には、委員の皆さん半数程度参加されていました。そこで検討された答申をもとにして、法案が作られたということで、閣議決定されていますけれども、その説明をしていただきました。特に 5 ページのところについては、委員として参加されている委員もおられますが、そうでない委員もおられます。ちょっと温度差があるかもしれません。それから、委員として参加されていても、実際に法案になったという説明を受けたのは初めてかも知れません。そういう意味では、様々な観点からご意見、ご質問を受けたいと思っております。

それでは、挙手ボタンでお願いします。少し時間が押してしまいましたので、まとめてご意見、ご質問を受けて、小林補佐から、まとめてご回答をお願いしたいと思います。それでは渡辺委員、お願いします。

- 渡辺委員 ありがとうございます。ご説明ありがとうございます。今回、閣議決定まで法案が行ったというご説明をいただきました。今まで進めてきた自然共生サイトの取組みについても、この法案を受けて長期にわたって持続的に、より確実な取組みになる力になっていくのではないかと思います。そういう意味で、国会審議を経て、法案が成立して、制定施行という段階に進んでいくように願っていききたいと思います。

中身で、良好な自然環境を保全するということに加えて、劣化した生態系の再生回復というのも加えたということは、とても大事な点だと思います。新しい生物多様性の世界目標、昆明・モントリオール生物多様性枠組みでも、30by30 と並んで生態系の回復再生というのが目標の 2 で入っていて、それにも応えていくものになると思います。その劣化地の再生を今後進めていく上で、これまでの自然再生推進法で進めてきた取組み、それから今回の新しい法律での劣化地の再生、これをうまく連携して、両方の法制度をうまく組み合わせて使って、効果的な展開をしていくことが大事だと思いました。

それから、30by30 で保護地域があり、そして OECM があり、そして生態系の再生があり、それを広がりのある地域の中でうまくデザインしていくことがとても重要になってくると思います。その意味で、新しい生物多様性の世界目標の、目標 1 というのが、空間計画の関係の目標で、参加型で統合的な空間計画を作っていくということが求められています。それがまさに、30by30 と生態系回復再生を、うまく結びつけて展開していく上で、とても重要な取組みになるのではないかと思います。その意味で、この法律を動かしていくときに、こういった空間計画的な対応がうまく組み合わさっていくことが大事だと思います。さっきの小林さんの説明で、市町村が作る連携計画というものもあるわけですが、それに対応できる場合もあるかもしれないし、生

物多様性地域戦略なり、生態系のネットワーク計画なり、いろいろなスケールの、いろいろなレベルの空間計画があり得ると思うので、そういった空間計画の取組みも前進させていく中で、地域の中で 30by30 と生態系回復がうまく一体的につながり合って進んでいくようにしていってもらえたら良いと思います。

あと1個だけですけれども、審議会の答申の中に環境の価値の評価が大事だという指摘がありました。それはとても大事な部分だと思います。世界的にこの OECM の動き、自然共生サイトの新たな仕組みを設けて動かし出しており、しかもそれに加えて法制化もしようとしているという、世界的にも先駆的な動きで、世界が注目をしていると思います。一方で、その日本の特徴として里山や里海という農業や林業や漁業を行っている場所も積極的に評価をしていくという形になっていて、海外の見方として、そういった場所が生物多様性の価値がしっかりあるんだろかというふうに見ている人たちもいると思います。そういう中でしっかりサイトの価値を、科学的にデータを持って評価をしていく。その価値が高まっていく様子もしっかり評価をしていく。そこも世界に共有することで、日本の OECM の取組みが、世界に対して受け入れられていくものになるんじゃないかなと思っていて、その辺でサイトの環境価値の評価というところも、ぜひ力を入れていってほしいと思います。以上です。

- 石井座長 ありがとうございます。では続いて、八木委員お願いいたします。
- 八木委員 はい、ありがとうございます。今回、法律を制定するということは、外国に向かって政府がリーダーシップを発揮しているということをアピールする上で、非常に評価できると思います。あとは、内容も画期的だと思います。普通の法律は、トップダウンで政府が決めて、国民の皆さんやってくださいという話ですが、今回のものは、国民、すなわち地域や民間企業からのボトムアップの活動を政府が認めますという立て付けになっています。そもそも、生物多様性が多様ですし、それに対する人々の活動も多様ですから、その多様なものを取り込むためにはボトムアップの活動を奨励することが重要で、うまく考えられているという点で評価しています。法律自体はそうですけれども、おそらくこの法律制定された後に、その細部の運用ルールを決めると思います。その際は、その効果を評価するときに、生物とか、サイトだけではなくて、人間の活動の結束が高まったとか、社会的に協力が高まりましたとか、人間の側面を何かポジティブに評価してもらうようなものを、細部の規則を定める際には、ご検討いただければ良いのかなと思いました。以上です。
- 石井座長 ありがとうございます。では、広田委員にお願いします。
- 広田委員 1点ですが、里地里山を自然共生サイトに認定する際のポイントとして、そこでの生産行為を阻害しないということが非常に重要になると思っています。農地の場合で言えば、その時代時代の生産技術にあった土地改良というのは必須でして、ちょっと前までの土地改良というのは、生物多様性からすると、その価値を減退するようなやり方で進んできたという経緯はありますが、一方で、生産と環境を両立する

ような技術も開発されてきています。平成の時代に、生物多様性にとっては厳しいような土地改良がかなり進んだことは確かですが、今回の法制化で、そういうところの生物多様性を回復させる手立てが見えてきたかなという感じがします。ですから、そうであれば、農地の担当も加わりやすいですし、さらに言えば、今良い環境が残っているような農地についても、やはり最低限の土地改良は、どうしても必要です。ですから一時的には、生物にとって少し厳しい状況が生まれることは避けられないとは思いますが、ある長い期間を取れば、両立するような技術というのも、どんどん開発されています。農地サイド、森林もそうだと思いますが、生産サイドからすると、その土地利用の維持のために必要な様々な改良改善まで規制を受けてしまうのではないかとということが一番懸念されるところだと思うので、これから一つ一つの事例に向き合いながら、良い形で持っていけると良いなと思っています。里地里山を含めるということであると、そこはもう避けられないと思うので、ぜひ関係する方、もちろん私も協力しますが、その点を注意しながら進める必要があるかなと思っています。以上です。

- 石井座長 はい、ありがとうございました。では佐藤委員お願いします。
- 佐藤委員 ご説明ありがとうございました。一つ目が主な措置事項で、1の地域における生物の多様性の増進のための活動の促進というところの(1)の①ですが、企業等が里地里山の保全、外来生物の防除というところで、計画を作成して、主務大臣が認定とあります。その後に企業等は情報開示等に活用と括弧書きで書いてあります。自然共生サイト認定を受けたからといって、TNFDの情報開示に役立つかというところは微妙ではと思っていたのですが、この計画を作成して認定することによって、情報開示に役立つという解釈で良いのでしょうか。 もう一つが、②のところで、市町村が取りまとめ役となり、多様な主体と連携して行う活動が認定されるとあります。市町村の担当者が自然共生サイトについて十分に認定するまでには時間がかかると思いますし、取りまとめ役までできるのか、どういうメリットが市町村にあるのかといったところに疑問がありました。私たちは今、東京都内の30キロの崖線でのネットワークをつくっており複数の自治体にも入っていただいています。各自治体の意識は高まっていると感じますが、自治体が主導的に取りまとめているというのは、意識的にも実務的にも難しいように思います。一方、OECDでは緑地の連結性が非常に重要です。このような行政界を跨いで取り組みについて、ここでは私たちのような中間支援組織がハブになっていますが、一般的にはなかなか難しいのではと思っており、この点についてのご見解を伺いたいと思います。
- 石井座長 ありがとうございます。土屋委員お願いします。
- 土屋委員 時間が押してるところ、申し訳ございません。今の佐藤委員のご質問、ご意見とだいぶ重なっているのですが、簡単に言いますが、この法案の中で、市町村が連携計画を作れるようになったということ、それからご説明では省かれたかもしれな

いですが、場合によっては協議会を作ることも可能になったということ、非常に重要なのではないかと考えています。あと、市町村が関わって、生物多様性維持協定を結ぶことも可能になり、かつこの協定が、土地所有者が変わっても維持されるというのは、これもかなり画期的なことではないかと思っています。

最後に質問だけ言います。質問は、廃止になった生物多様性地域連携促進法では、市町村が計画を作るにあたって、その前に、住民や住民団体がそれを提案することができました。その部分というのは、この法案の中には入っているのか入っていないのか、かなり重要だと思うので、そこが質問です。

- 石井座長 はい、分かりました。以上でよろしいですかね。そうしましたら、小林補佐はちょっと大変かもしれませんが、よろしくお願いします。
- 小林課長補佐 はい、ありがとうございます。ではまず私からお答えする部分と、あと情報開示の部分、今日はインセンティブ検討会の担当の渡邊も来ているので、渡邊からご回答させていただきます。

まず私からはコメントいただいた部分について先に回答というか、御礼も兼ねてです。渡辺委員からいただいた自然再生推進法は、協議会で広く多様な主体と連携しながらという、大きな再生を進めていく非常に強力なツールだと思っています。それに加えて、今回の増進活動促進法案では、小さな自然再生と呼ばれるような、地域に根付いたような活動の再生というものも応援していきたいと考えています。ですので、こういった広い再生、それから地域に根差した小さな自然再生の両方を組み合わせていくことが重要だと思っています。

また、渡辺委員、それから八木委員からもいただいた、価値評価という部分について、おっしゃる通り、今後、運用とか、この法律が成立されれば、そういったものを踏まえながら、そのサイトの特徴、それは単純に生物多様性だけではなくて、そこから生まれる様々な価値について、何をどう評価していった方が良いのかということも、ぜひ検討していきたいと思っています。

そして、広田委員からいただきました、おっしゃるとおり生産行為といかに両立していくかということころは、大きなポイントと思っています。そういった意味では、この法案の中に、農地関係で言えば、農林水産省さんが一緒に共管に入っていたいたのは、大きなポイントだと思います。農林水産省さん、国交省さんと、それぞれの目的とか、それぞれの業の中で行われている生産活動、それぞれの行為、行政目的で行われる行為と両立させながら、そういった場所でのネイチャーポジティブの活動をいかに促進していくかということを進めていければと思っています。

情報開示については、渡邊のほうからお答えします。

- 渡邊室長補佐 はい、ありがとうございます。インセンティブ検討会の担当をしております、生物多様性主流化室の渡邊でございます。よろしくお願いいたします。

佐藤委員にご質問をいただいた TNFD に役立つのかどうかという点に関してです

が、これに関しては、今の自然共生サイトの仕組みであっても、法律成立後の活動認定の方の場合でも、考え方としては同じですが、主にそのサイト自体が企業の本業の部分、ビジネス機会の創出に資するケースなのか、あるいは自社の事業活動による生物多様性に関する負の影響の低減に資するのかといったような観点からの分析やストーリー作りができるものであるかどうかに依るといふように考えております。そういったような場合であれば、活用は可能ではないかと考えておりました、環境省としても、ではどういった場合が可能なのかといったことはお示しする必要があると思っておりますので、そういった自らの土地を自然共生サイトとすることが、情報開示にも活用できるようなストーリーづくりの支援や好事例のご紹介をしていきたいと思っております。今回、インシティブ検討会の方で、下部組織として、企業の取組を評価する投資家の方にも入っていただいたワーキングを作り、自然共生サイトの活用に関する議論と結果の共有をしておりました、それも後ほど議事3のところでご紹介をさせていただきます。以上です。

- 石井座長 ありがとうございます。
- 小林課長補佐 一点だけ、土屋先生からいただいた連携法の中にあった市町村に対して提案をすることができるかということについてですが、今回の生物多様性増進活動促進法案の中にも含めております。増進活動を行おうとする者は、市町村に対して、案の作成について提案をすることができるとしています。法律案の11条の4項にその規定がございますので、もしお時間があるときにまたご確認いただければと思います。すみません、座長、失礼いたしました。以上です。
- 石井座長 はい、どうもありがとうございました。まだいろいろおありになるかもしれませんが、少し時間が押してしまして、3も重要な議題ですので、先に進ませていただきます。

(3) 活動促進のための関連施策について

- 石井座長 それでは、議事の3です。活動促進のための関連施策についてということで、事務局からご説明をお願いします。これもまた小林補佐お願いします。
- 小林課長補佐 すみません。小林の声が聞き飽きているところだと思いますが、最後ちょっとお付き合いください。資料3です。資料3ですが、資料が今回非常に多くございます。時間もあるので、一気に簡単ですけど、ご説明をさせていただきますので、お付き合いください。

まず資料3-1から3-3については、ちょうど昨日、先ほど渡邊が申し上げたインシティブ検討会で議論が行われた内容についてのダイジェスト版を私から簡単にご説明します。そのため、何かご質問等がありましたら、渡邊いますので、ぜひご質問ください。簡単にいきます。まず、支援証明書の制度です。こちらは、実施主体ではなく、そこに対して支援を行う支援主体に対して、何かできないかというものでございます。

この支援する者に対して、支援証明書を発行するというような制度になっています。これは、今年度、マッチングの施行というのを実施しました。こちらだと次のページ、マッチングの施行をやろうとした時に、支援者 14 に対して、被支援者 21 という形で、それぞれ組み合わせ 25 を行いました。そして、その試行を踏まえた結果になります。支援証明書は、CSR 的な取組みに対しても、また、先ほどご質問あった情報開示といった、IR にも活用できるように、両方に活用できるように設計しようと思っています。一方で、ちょっと違いがあるだろうと。CSR 的な支援の場合は、支援証明書によって支援の事実が証明されるということは必要であろうと。もう一方、IR 等への活用を想定する場合は、その支援がアウトカムにつながるかという意味で、ロジックモデルを含めて証明することが重要になるだろうということで、どちらのタイプを考えるかで、支援証明書の形も変わってくるのかなということが、今回の試行を踏まえて出てきた結果になります。一方で、これが本当に引き続きうまくワークするのか、来年度は支援証明書を実際に発行するところまで、試行的に実証ですが、運用できないかと考えております。こういったものを踏まえて、令和 7 年度の実装に向けて、できるかどうかを引き続き検討していきたいと思っています。続きが参考であるので、ここは飛ばさせていただきます、続いて資料 3-2 に移ります。

資料 3-2、今度は自然共生サイトに認定された方が、それをどう活用するかについてのもので。さきほどは支援する側ですが、今度は認定された方です。前期の認定を受けた企業を対象にどのように活用したいですかというヒアリングを 20 社ですが行いました。多くの方々、半数ぐらいの方が TNFD 等に活用をしていきたいというふうにご検討いただいているようです。そして、こちらについてもいくつかのサイトと情報交換をしながら、どのような活用ができるかということを検討しました。そのまとめがこちらになります。例えば、この自然共生サイト認定をどう活用するかで、近隣住民との関係構築、それから顧客へのアピール、そして、たびたび話題になっている TNFD とか、そういった投資家・金融機関との双方向の対話、それから地域戦略に位置づけられていると、企業としては PR しやすいんじゃないかということがあります。このように自社の事業活動による自然の負荷の影響の低減に関する分析・構想に、この自然共生サイトをうまく関連付けることができれば、CSR だけではなくて、TNFD 等の情報開示にも活用できる可能性がある結果となっております。こちらも参考に、いくつか意見交換したサイトの概要を付けておりますので、お時間があるときにご覧ください。

続きまして、資料の 3-3 です。その他のインセンティブ施策の検討状況です。本日は大きく二つご説明いたします。一つ目が有識者マッチング制度です。こちらはこの検討会でたびたびご指摘があった、有識者の伴走支援というものです。自然共生サイトの認定に向けた調査とか、認定後の管理の充実・質の向上、調査、モニタリングなどの伴走支援に関して、有識者と活動実施者をマッチングするような仕組みができないかということを考えています。今年度はこちらも試行的に実際に、ここに記載のあるような企

業さんや地域の方々と、有識者をマッチングすることで試してみました。こちらも本日は次のページでその結果のみをご紹介しますが、実際に運用してみたところ、こちらにあるように、支援を求める方々と、有識者の間に、今、便宜上環境省と入っていますが、何らかのハブ組織を入れた方がやりやすいのではないかなというようなご指摘が双方からありました。そのため、今、環境省と言っていますが、何らかのハブ組織にご相談いただいて、ニーズに合う有識者をピックアップさせていただいてご紹介するような、あっせんするようなことができないかと思っています。あっせんするところまでが、役割と思っています、その後は二者間で、それぞれのニーズやできる内容に応じて取り組みを進めていただくという形になると思っています。これも来年度、実際にまた実施してみて、課題を改善しながら、ガイドラインや各種マニュアルの整備を進めていき、早期の制度運用に向けて開始していきたいなと思っています。

続きまして、資金的な部分についてのご紹介になります。まず公的な資金についてです。現在、環境省では、生物多様性保全に関して、生物多様性保全推進支援事業という交付金を持っております。こちらについて、令和6年度から、自然共生サイトでの活用も支援対象としていきたいと思っています。このように、例えば重要生物多様性保護地域の保全・再生や、里山の未来拠点形成支援の中で自然共生サイトでの活動も対象にすることで、取組みを応援していきたいと思っています。一方で、次のページですけれども、公的な資金に加えて、現在、民間の助成制度も生まれてきているということで、一つご紹介したいと思います。こちらはドコモさんの市民活動団体助成事業というのがございまして、こちらの中に30by30目標達成に貢献する活動ということで、自然共生サイトへの申請を目指す活動や、認定後のステップアップを目的とした活動に対する助成事業を設けていただくことができました。このように公的な資金だけでなく、民間の助成事業、それから先ほど冒頭あった支援証明書のような形での民間資金という形で、資金的な部分でもうまく支援できるような仕組みというのを引き続き検討、それから推進できればと思っています。ここまでが主に昨日行ったインセンティブ検討会での議論のダイジェスト版です。

続きまして資料3-4 生物多様性の見える化システムについてご説明いたします。こちらについては、令和7年度の運用開始に向けて、令和6年度にシステム構築を進めていきたいと思っています。どんな機能があるかざっくり言うと、自然共生サイトのデータベース機能と、生物多様性の見える化機能ということになります。少し具体的な画面を見ながらご説明したいと思っています。こちらがトップ画面のイメージです。メニューとして、自治体の保全状況、それから自然共生サイトの概要検索、それから保全活動・ネイチャーポジティブ活動に係るガイドラインの検索、それからログイン画面があります。こういったトップ画面がまずあるだろうと。次に、一つ目のツールですが、地方公共団体ごとの保全状況の画面イメージです。こちらは自治体ごとの保全割合や、生物多様性保全に重要な場について、こういうダッシュボード及び地図上で可視化し

ていこうと思っています。ここに保護地域や自然共生サイトの位置情報も載せていたり、重要里地里山、重要湿地、植生図、それからいろいろな生き物がどこで観測されたか、公開可能なデータを掲載していくことで、自治体さんがこれから戦略を立てていたりとか、こういった場所を保全していくかというような時の参考になるツールとして、ぜひ活用いただきたいと思っています。これはあくまで画面のイメージにはなりますが、こういったものを考えています。そしてもう一つが、自然共生サイトの個別検索の画面イメージです。現状では、環境省のウェブページに載せておりますが、これをシステムの中に統合していきたいと思っています。それによって、自然共生サイトの特徴、活動のログ、モニタリングの状況のログというのも表示することによって、認定サイトがたくさんありますが、それぞれの特徴であったり、違いであったりというのを、この画面の中で多くの方々に分かっていただくような形で、うまく活用できればというふうに思っております。そして続いて、次のページ、増進活動ガイドライン検索という形でございます。自治体さんとか、それから行政機関、国もそうですけど、多くのいろいろなガイドライン・マニュアルを作っていることがございます。こういったものをぜひうまく活用していきたいなと思っていますので、タグ付けした上で、データベース化して、自分の活動する場所に紐づくタイプであったりとか、課題を検索すると、参考になるようなマニュアルであったり、ガイドラインを検索して提供するような形にできればと思っています。もちろん、このとおりにやってくださいということではなく、その地域に応じて活動は実施していただきたいのですが、その時の参考の一つとしてぜひ活用いただければということで、こういうことをできないかなと思っていますところでございます。ここまでが生物多様性の見える化システムについてです。

すみません、連続で続きますが、続きまして資料 3-5 自然共生サイトのモニタリングの考え方及び指標昆虫に着目した簡便なモニタリング手法についてです。自然共生サイトのモニタリングについて、基準を設けておりますが、一方で、そもそもどういったモニタリング計画を立てれば良いか分からないというような声も聞こえているところ です。そこで今回、昆虫を活用したモニタリング手法を紹介しますが、それにあたって改めてモニタリングの考え方を少し整理しました。自然共生サイトは、先ほどの増進活動促進法を意識していますが、生物多様性の価値を引き続き維持するということに該当するだろうと。モニタリングの意義としては、目標達成状況を随時把握し、それを活動へフィードバック、それから脅威の状況を随時把握したりとか、またデータが溜まっていくことで、それが地域とか国での施策に活用されていくというようなところも、モニタリングのポイントになってくると思っています。一方で生物多様性の価値 1 から 9 ありますので、それぞれの価値に応じて有効なモニタリングを実施することが重要であろうと。その際に学識経験者の方々と連携するということは一つ大きな望ましいことではないかと思っています。次のページで、生物多様性の価値ごとのモニタリングの考え方を整理しました。例えば、重要里地里山に選定されているところであれ

ば、その選定された際の評価対象の状況をどうなっているか、希少種を対象としている場合は、その希少種の情報がどうなっているか、ということを見ていくという考え方が重要だろうと思っています。一方でやはり具体的な手法であったり、対象であったりとか、体制については、サイトの大きさ、活動されている方々の体制であったり、資金的なものも様々でございますので、そういったものに依拠して実現可能、継続可能な計画を立てていただくということが重要ではないかと思っています。そのような中で今回一つご紹介したいのが、指標昆虫に着目した簡便な生物多様性モニタリングというものです。こちらは環境省で、サイト責任者自らが計画的・継続的にモニタリングを実施できるように一つ考案したものでございます。指標昆虫に着目したというもので、特に里地里山とか生態系サービスを維持しているかを把握するために有効だと思いますが、他の価値を図る上でも重要と思っています。ステップとしては、まず環境タイプを把握しましょう。サイトはどんな場所にありますか、また、それは地域的にどんな場所ですかということで、そこに依拠して指標昆虫をリストアップすることができます。リストアップができましたら、それをもとにモニタリング計画を立てましょう。詳細版の方を参考資料 2 に付けていますが、それぞれに依拠して、おすすめの調査方法もご紹介しています。そして実際に調査を実施してみましようということです。その際に、少し下線を引いていますが、指標昆虫に着目はしていますが、見つけた他の昆虫とか動植物についても、ぜひログとして取っていただければと思っています。そしてステップ 4、ぜひ「いきものログ」にモニタリングデータを登録していただけると、それが自治体とか国の施策とか多くの方々の参考になりますので、余力のある方はこのステップ 4 まで進めていただければと思っています。なぜ昆虫なのかというと、昆虫というのは、概ね特定の植生に依存して生活しているということでは、その昆虫がいるかないかで、ハビダットの状況を概ね把握するということでは、非常に簡便で分かりやすい指標になるだろうと。さらに今回は、昆虫の中でも、一般の方でも分かりやすく、そして、絶滅の恐れが少ないであろう、自然に親しみを持ってもらう意味で、いくつかの昆虫を選定しました。ここに昆虫 20 選と書いています。ロゴマークも作りました。さきほどのカエルのロゴをうまくもじって作って、カエルが少しコスプレしているようなイメージで、中に選定された昆虫 20 選のシルエットがあるという、少し気が利いたマークになっております。今日は説明を割愛しますが、次のページに令和 3 年度に選定した全国版の昆虫 20 選、カブトムシとかタマムシとか、皆さん分かりますよねという昆虫で、比較的見つけられるのではないかとこのものもあるかと思っています。これを北海道、それから東京、中京、大阪、九州で選んでおります。時間の関係上今日は飛ばしますが、ぜひ見てください。我々もこれを新宿御苑で実際にどんなものかとやってみました。やってみると、この昆虫が見つかったりとか、それだけではなく他の生き物とかもみつけて、改めてそのサイトの状況を把握することができました。まずはやはり多くの方々が自分の管理する、活動するサイトの状況を知ることが重要だと思っています。

まずはそこでのいわゆる自己分析ですかね、サイトの状況を知るツールの一つとして、ぜひこの昆虫にまずは着目して、そこからサイトの状況をいろいろ把握していただくことに使っていただきたいと思います。もちろんこれは一つのモニタリング手法のご提案ですので、必ずこれをやってくださいというものではございません。

続きまして資料の 3-6 国の制度に基づき管理されている地域における OECM の設定についてです。現在、民間の取組みを主にどう促進するかにフォーカスを当てていますが、たびたびこの OECM 検討会で申し上げている国が管理するような場所での OECM の検討をどうするかについての現在の状況についてご報告いたします。まず、陸に関しては、国制度 OECM と便宜上を呼びますが、それに該当するものとして、生物多様性保全を直接の目的としないが、法令に基づく規制等によって生物多様性保全にも貢献するような区域がまず一つあるだろうと。それからもう一つ、国版の自然共生サイトと言った方が良いのかもしれませんが、国自らが管理することで、生物多様性保全にも貢献するような区域があるだろうという考え方をしています。現在これに基づいて、自然共生サイトの認定基準とほぼ同じような内容になりますが、国制度 OECM の基準を策定していきまして、それが出来上がりましたら、それに適合するものを整理して順次、OECM データベースに登録していくということを進めていきたいと思っています。こちらも現在、関係省庁と連携しながら、検討を進めているところです。もう一方、海についてですが、今年度から、特に沖合の部分についてどうするかについて、勉強会を開始しております。本検討会の八木先生、藤倉先生にも入っていただいて、勉強会を開催しているところです。そして来年度以降、海の場合は、特に沖合について、どんな場所が具体的に OECM になるかといった考え方や、モニタリング手法をどうするかといったことを関係省庁と調整しながら進めていきたいなと考えているところでございます。ここまでは、国の制度の OECM について、検討を進めているところでございます。

続いて最後でございます。資料 3-7 海外発信についてです。途中、渡辺委員からもあった海外発信の重要性についてです。現在、世界で OECM データベース登録をしている国は、環境省の事務局調べですけれども、10 カ国の地域であり、それほどまだまだ進んでいないだろうと。登録されている区域を見てみると、少数民族の居住地、大学研究林、保護地域の周辺緩衝地域、軍事基地、こういった国有地であったりとか、行政が管理するところが多いと思っています。一方で、次のスライドでも申し上げますが、今、環境省がいろいろなところと意見交換を進めていく中で、日本と同じように、民有地であったりとか、農林漁業を進めていくようなところをアプローチするような国も実際、いくつか存在していると思っています。次のスライドですが、現在、環境省では、国際イベントでの登壇とか、各国との意見交換を実施しながら、日本の自然共生サイトの仕組みであったりとか、基準作り、それから実例を発信し、意見交換をしております。その中で里地里山とか、人の持続的な管理によって保全されている、いわゆる二次的な自然も非常に重要であるという説明をし、多くの国々から賛同いただいています。実際に

他の国々でも、農地でのアプローチを進めていきたいという時に、日本ではどう進めているのか、そのアプローチをどうしているのかというところを非常に興味持って、いろいろ多く質問いただいているところでございます。今後も、こういった国々と一緒に連携しながら、原生的な自然ももちろん重要で、保全していくことではあります、それに加えて、人の営みによって保全されているような場所も積極的に進めていくところを、世界で進めていければと思っています。ちなみに自然共生サイトの英訳をちょっと説明チックですが、Nationalized Certified Sustainably Managed Natural Site としております。これは海外の方にもスパッと理解されるように、あえて説明風を書いておりますので、ご容赦ください。以上、すいません。議事 3、非常に多岐の資料と時間のない中での説明になりましたが、以上になります。

- 石井座長 ご説明お疲れ様でした。多岐にわたりますけれども、活動促進のための関連施策ということで、検討状況だったり、取組み状況だったり、情報共有もあったと思います。資料も 3-1 から 3-7 ということで、本当に多岐にわたっておりますけれども、少し時間が限られておりますので、委員の皆さまから、ご意見を手短にお願いし、事務局からまとめてご回答等をお願いしたいと思います。それでは、挙手をお願いします。一ノ瀬委員からいきましょう。お願いします。
- 一ノ瀬委員 はい、説明ありがとうございます。私からは、指標種のところについて、こういうふうに非常に分かりやすく、調査しやすいもので、モニタリングしていただくこと、非常に重要だと思いました。一方で一つ質問ですが、これらの指標種がその環境の生物多様性なり、環境の良さを表すという、要はエビデンスといえますか、確認というのはどのようにされているのかと思ったところです。
- 石井座長 1 点でよろしいですか。では後でお答えいただくということで、先に進みます。それでは、渡辺委員、お願いいたします。
- 渡辺委員 ありがとうございます。3 点だけ申し上げたいと思います。まず、見える化の取組み、とても大事だと思います。ぜひこの見える化のシステムが、地域の空間計画づくりに、うまく活かされるような形で展開していただけたら良いなど。見える化の仕組みの中に、各共生サイトで今後モニタリングをして得られるデータというのも貴重なデータだと思うので、そういったモニタリングデータも、このシステムの中で共有していけるような工夫ができないかどうか、検討してもらえたら良いなどと思いました。

2 点目は、サイトの支援ということで、有識者の派遣、あるいは資金的な支援の説明がありました。ぜひ、今回の新しい法律が環境省だけじゃなくて、農水省、国交省と共管という形になったということも活かして、こういったサイトの支援についても、資金支援なり有識者の派遣なりについても、各省が持っているネットワークなりリソースというものをうまく組み込んでいただけたら、より力強くなるのではないかなというふうに思いました。

3 点目ですが、海外発信の関係で、里山に関して COP10 で立ち上がった里山の国際パートナーシップ、IPSI があり、今 314 までメンバーが増えています。新しい世界目標を受けた IPSI の新行動計画というのも昨年できて、その中で里山里海地域の OECM の在り方というのも大事なテーマに掲げていますので、こういった SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップのネットワークもうまく使ってもらって、日本の取組みを積極的に発信していってもらえたら良いなと思いました。以上です。

- 石井座長 はい、ありがとうございます。では続いて竹ヶ原委員をお願いします。
- 竹ヶ原委員 はい、ありがとうございました。一点だけコメントをさせていただきます。これだけ見える化の仕組みが整ってきますと、その利用拡大に向けて企業の背中を押すことが非常に大事だと思います。今いただいたご説明だけでも、地域への裨益が非常にきれいに見えると思うので、あとは、企業を背中押す意味で、一連の取り組みを企業としての価値創造シナリオをどうつなげていくかということだと思います。伴走支援も含めて、自然共生サイトを使ったがゆえに企業価値にこう結びついたのだという好例を共有できるような機会を設けていただければと思いました。どうもありがとうございました。以上です。
- 石井座長 はい、ありがとうございます。それでは、藤倉委員をお願いします。
- 藤倉委員 はい、ありがとうございます。1 点だけです。このモニタリングで、自然共生サイトで発見した生物種が登録されると認識しました。その登録はできれば、いきもののログに登録してくださいということを推奨したいというお話だったと思います。私、これとても重要だと思っております。できればというより、正直言うと必ずいきもののログに登録していただきたいと思っているのですが、ただいきもののログに登録するだけではなくて、さらにいきもののログから、陸上の生き物であったら国際的なデータベースの GBIF とか、海の生き物だったら OBIS にデータが登録されるようにしていただきたいと思います。いきもののログを管理されているのは生物多様性センターさんかと思いますが、そこからきちんと国際的なデータベースにデータが入るようにしていただくことが肝要かと思います。そのデータをベースにして研究コミュニティが、いろいろな研究活動をやることによって、自然共生サイトの有効性とかに関する科学的なエビデンスを提供できるようし、OECM の管理にも活用される仕組みにしていいただければと思っています。以上です。
- 石井座長 はい、ありがとうございました。そうしましたら、佐藤委員をお願いします。
- 佐藤委員 はい、佐藤です。2 点あります。ご説明にあった中で、資料 3-3 の方で有識者のマッチング制度の話がありました。私たちも今、何年かかけて、国分寺崖線の緑地上の管理者や所有者のネットワークを作ってきたところですが、その中で 2 団体が自然共生サイト認定を受けました。どちらの団体からもいろいろ相談を受けて今後のロードマップを一緒に作っているところです。それで思うことは、緑地の管理担当者は、自然環境の保全についての知識は限られているということです。自然共生サイトを維

持し発展させていくためには、モニタリングはもちろんですが、どのように普及啓発していくのか、地域の人たちとどう協働して保全していくのか、また樹林地の安全管理など、多岐に渡る知識や技術が必要となります。そうすると、1人、2人の有識者のマッチングということではカバーできず、多様な方が参加するネットワーキングがあることで効果的にカバーできているということがあります。自然共生サイトの担当者の方が悩まれることにうまく答えていけるような仕組みを作っていく、そのような中間支援的な仕組みをどう作っていくかについて、考えていただきたいと思います。また私たちもどうマッチングしていったらよいか、中間支援組織として一緒に考えていけたら良いと思っております。

- なお、指標生物の話がありましたが、このような技術的な内容について、自然共生サイトを検討されている管理者等への指導や研修なども必要と思います。以上です。
- 石井座長 はい、ありがとうございます。はい、それでは小林補佐、まとめてお願いします。
- 小林課長補佐 委員の皆さまありがとうございます。まず私から回答できるところを回答いたします。まず、一ノ瀬先生からいただいた昆虫をどういうふうに変定したのでしょうか、というご質問をいただきました。まずこちらについては、環境コンサルタントさんに、いろいろな参考文献とか既存の研究を洗っていただきながら、生き物の指標性になるかとか、あとは調査が一般の方とかを含めてできるかとか、ある程度同定しやすいかどうかという観点からまず選んでいただきまして、今日いらっしゃる石井先生に、昆虫のプロですのでご監修いただき、有識者の方にもご監修いただきながら選定していったというところがまずございます。

そのほかいただいたご質問に関して、見える化の関係とマッチングのコメントをご質問いただいたと思っていますので、まず順番的に、見える化については今、環境省の中で見える化を精力的に行っている和田からご説明いたします。そしてマッチングについては渡邊から続けてご説明いたします。

- 和田主査 見える化を担当しております、和田と申します。渡辺委員、竹ヶ原委員、藤倉委員から、見える化に関連するコメントをいただいたと考えております。まず、渡辺委員からのコメントで、自治体の空間計画にしっかり使えるようにということで、まさに我々そこを、しっかり使えるようにしていきたいと考えております。ただ見える化するだけではなく、それを具体的にどういうふうな考え方で、空間計画に使っていくかということもしっかり伝えることが重要だと思っておりますので、そこも含めてしっかりやっていきたいと考えております。そして、見える化に関するモニタリングの側面ですと、自然共生サイトで見つかった生き物のデータはいきものログとデータ連携をすることによって、しっかりデータベースにしていきたいと考えております。それは、竹ヶ原委員からコメントをいただいたような、活動の価値の見える化というところにつなげていきたいと考えております。この活動を継続することによって、これだけ生き物

が、増えたということとか、一方で、藤倉委員からコメントがございましたように、それを研究コミュニティの中でもしっかり使えるようにというところも、我々は意識していきたいと考えております。管理者の方によっては、データはなるべく外に出さないようにという方もいらっしゃるかもしれませんが、ご協力いただける方に関しては、それを国土の自然環境のデータベースとしてしっかり蓄積することによって、それをさらに研究とか、あとは国土の生物多様性の評価というところにもつなげられれば良いと考えております。見える化に関しては以上です。

- 渡邊室長補佐 はい、それでは佐藤委員からご質問いただいていた有識者マッチングの件について、回答をさせていただきます。おっしゃる通りで、今回の試行をやった事例も有識者から別の有識者の方を紹介していただく形であったりですとか、あとは、自然共生サイトの前期の認定を受けた方が、認定前のサイトにアドバイスをするような形で、有識者枠でご参加いただいたり、認定されたサイト同士のネットワークも活用できるようにしていくと良いのかなと思いますので、検討してまいりたいと思います。また、こういったマッチングみたいなものを担う目的で、規定をされている、現在の連携法に基づく支援センターというものも、新法に引き継がれる予定でして、センターについては、最近自治体も新設しているような自治体があったり、問い合わせが増えたりと、注目も高まってきていると思いますので、そういった中間支援組織の在り方というのも、来年度引き続き検討していければと思っております。以上でございます。
- 小林課長補佐 石井座長、以上です。
- 石井座長 はい、ありがとうございました。ちょうど12時になってしまいました。要領が悪くてすみませんでした。多分、委員の皆さんからご質問、ご意見、まだまだおありになると思いますけれども、いつものように、検討会後に事務局の方にメール等でお知らせいただければというふうに思います。また、期限についてはまた事務局からお願いいたします。

(4) その他

- 石井座長 残りはその他でございますが、事務局から何かございますか。
- 小林課長補佐 いえ、ございません。
- 石井座長 委員の皆さん、全体通して、何かございますでしょうか。特によろしいでしょうか。なければ、時間が来ておりますので、事務局に進行を返したいと思います。委員の皆さんどうも、議事進行ご協力ありがとうございました。

3. 閉会

- 事務局・宍倉 石井座長、委員の皆様、ありがとうございました。最後に環境省自然環境計画課の則久課長より、閉会のご挨拶いただきたいと思います。則久課長、よろしく願いいたします。

- 則久課長 本日は、大変活発なご議論ありがとうございました。計画課長の則久と申します。令和2年に、このOECM検討が着手され、今年度の途中からは、中央環境審議会の小委員会での議論に移行し、3月5日には法案を閣議決定して国会に出すことができました。その中で、OECMに相当する自然共生サイトに加えて、GBFのターゲット2に該当します劣化地の再生、そちらも織り込んだ新しい法案であり、どんどん進めていきたいと考えております。このOECMについての取組をいろいろやっていると地方自治体とお付き合いの深い研究者の先生からは、政令市とか都道府県はまだ良いにしても、地域に根差した自治体の方々が、ようやくSDGsという言葉について、住民の方とコミュニケーションができるようになったぐらいのところに、サーキュラーエコノミーとか、カーボンニュートラルとかネイチャーポジティブ、OECMという外国から入ってきた言葉がどんどん広がってきているということに対して、非常に戸惑いが生じていますということを言われたりしました。確かになかなか難しいだろうと思います。経済界の方はグローバルなマーケットで仕事をされているので、割と敏感にこういうのを早く適応していただけるのですが、これを日本の地域にどう広めていくのかというのは、やはり我々も悩んでいるところです。この法案を出すに際して、国会議員の先生方と議論している中で、先ほど渡辺委員からも、日本の里山の自然の価値というものをCOP10で打ち出したのだから、それもしっかり出すべきというご意見もありましたが、実は、このOECMという概念自体が日本で開かれた締約会議COP10の時に打ち出したものでございます。原生保護・規制をもって保護するのではなくて、民間の力によって、規制以外の手法によって守られているエリアも大事じゃないかというOECMの概念は、まさに日本が世界に打ち出していったものの一つであった。それが10年経って世界で大きく育って、また再び日本に帰ってきているのだからこそ、まず日本は率先してやっていくのだという、そういう説明の仕方をした方が良いのではないかという御指摘を議員の方からいただきました。我々日本人にとっては、普通に自然を扱ってきているだけで言語化できていなかった概念が、海外で先に言語化されて輸入されるケースが多いのかなと思っていますが、このOECMも多分そうしたケースの一つだと思います。今回、法制化に向けたこうした議論を活発にすることで、先ほどもお話しもございましたが、各国からも注目をされているように思います。日本での取組みが世界をリードできる、さらにやっていきたいと思っております。まだまだ検討途中の部分もたくさんございますし、海域のOECMや国制度のOECMなど、同時に検討しなければいけないことはたくさんございます。こういった課題につきましても、引き続き皆さまからご意見、ご指導いただきながら進めていきたいと思っております。最後となりますが、石井座長をはじめ、委員の皆さまに、多大なるご尽力をいただきまして、深く御礼を申し上げます、私からの締めくりのご挨拶をしたいと思います。本日、それからこの1年間、大変ありがとうございました。今後ともよろしくお願いしたいと思います。
- 事務局・宍倉 則久課長、ありがとうございました。先ほど石井座長からご案内いた

きました委員の皆さまから、追加のご意見いただけるようでしたら、3月29日までに事務局までご連絡いただけますと幸いです。

本日の議事録につきましては、追って作成し、委員の皆さまのご確認後、資料と一緒に公開することとしております。何卒よろしくお願いいたします。

委員の皆さまにつきましては、改めまして、貴重なご意見いただきまして誠にありがとうございました。また、本日は多数の傍聴者の皆さまにご参加いただきありがとうございました。それではこれをもって、令和5年度第2回OECMの設定・管理の推進に関する検討会を閉会させていただきます。ありがとうございました。